

薬の伝言板

長期収載品の選定療養



No325 2024年12月
丸子中央病院 薬局

このようなお知らせを厚生労働省のホームページで見たことがありますか？

令和6年10月からの医薬品の自己負担の新たな仕組みとして、
後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、
先発医薬品の処方を希望される場合は、
特別の料金をお支払いただきます。



今回は10月からはじまっている長期収載品の選定療養についてお話しします。

●長期収載品の選定療養とは

2024年10月1日からスタートした「長期収載品の選定療養」とは、患者さんの希望にて後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある長期収載品（先発医薬品）を選択した場合は、先発医薬品と、後発医薬品との差額の4分の1を自己負担していただく制度になります。

対象

- ・ 外来患者
- ・ 後発医薬品が市販されて5年以上経過した先発医薬品（長期収載品）
- ・ 後発医薬品への置換率が50%異常を超える先発医薬品（長期収載品）

※在宅注射製剤も対象となります

対象外

- ・ 入院患者
- ・ 薬事上承認された効能・効果に差異があり、疾病の治療のために先発医薬品を処方する必要がある、副作用やほかの薬との飲み合わせによる相互作用が生じたり、先発医薬品との間で治療効果に違いが出るなど、安全性の観点から先発医薬品を処方する必要がある、学会などが作成しているガイドラインにおいて、切り替えないことを推奨している、剤形上の違いにより、後発医薬品の調剤が難しく、先発医薬品を処方する必要がある場合など医師が医療上の必要性があると判断した場合。

- ・ 後発医薬品の提供が困難な先発医薬品（長期収載品）を処方する場合
- ・ バイオ医薬品

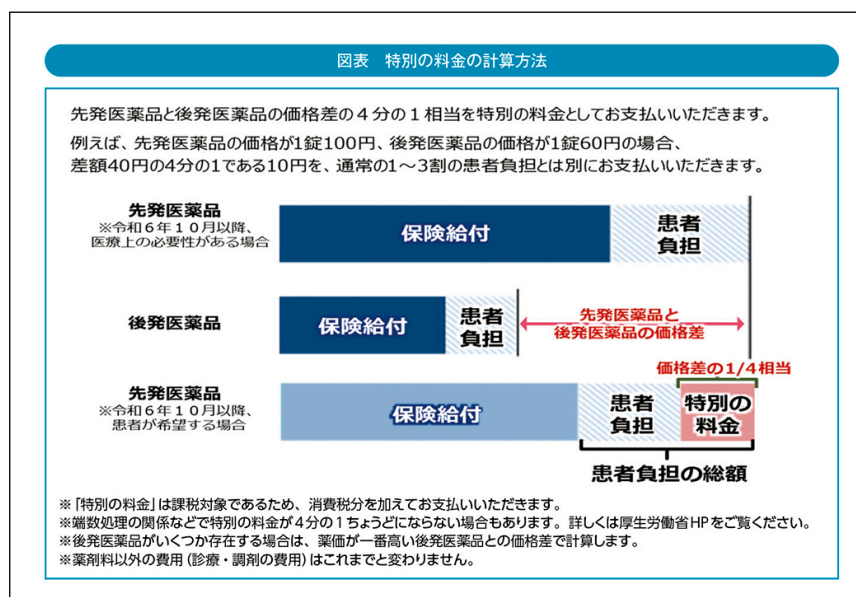
●よくある質問（厚生労働省 HP より抜粋）



先発医薬品を使い続けた場合、どれくらい支払いは高くなるのですか？

→先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当をご負担いただきます。

「医療上の必要性がある場合」を除き、患者さんが使用感や味といった、薬の有効性に関係のない理由で先発医薬品を希望する場合は、「特別の料金」として、先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当の額をご負担いただくことになります（図表参照）



残りの4分の3については、これまでどおり保険給付の対象になり、たとえば3割負担の方なら、そのうち7割は医療保険から給付され、残りの3割が患者負担となります。

医療機関などに後発医薬品の在庫がない場合にも「特別の料金」が発生しますか？

→在庫がなければ「特別の料金」は発生しません。

流通などの問題により、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合「特別の料金」を支払う必要はありません。

始まったばかりの制度のため疑問も多くあると思いますが、
医療費削減のためにもジェネリック医薬品を使用しましょう。

薬の選択は受診時に医師に相談したり、
かかりつけ薬局の薬剤師に相談したりしましょう。



新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



※QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます